雲南市発注工事における社会保険等未加入対策について

**資料２－１**

平成２７年３月６日

建設業者の社会保険等未加入対策については、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、建設業許可、経営事項審査において加入指導に取り組んできたところですが、今般、発注者として、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、若年者の入職促進のための就労環境を整備するとともに公平で健全な競争環境を構築する観点から、下記のとおり取り扱うこととしました。

記

１．市発注工事の元請契約からの排除

平成２７・２８年度入札参加資格審査の申請から、社会保険等への加入を申請要件とし、元請業者を社会保険等（※１）加入業者に限定します。

２．市発注工事の一次下請契約からの排除（※２）

（１）対象工事

平成２７年４月１日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う市発注工事のうち下請負代金総額3,000万円（建築工事においては4,500万円）以上の工事

（２）受注者への措置

雲南市公共工事請負契約約款において、元請業者に対し、下請負代金総額3,000万円（建築工事においては4,500万円）以上の工事について、社会保険等に未加入である建設業を営む者（許可業者又は許可を受けないで建設業を営む者）との一次下請契約を禁止し、これに違反した場合は以下の措置を実施します。

①元請業者への制裁金の請求

受注者が当該社会保険等未加入業者と契約した一次下請契約の最終請負代金額の、１０分の１に相当する額を請求します。

②元請業者に対する指名停止措置

「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」に基づき、指名停止の措置を行います。

③工事成績評定の減点

「工事成績評定要領」に基づき、指名停止措置による工事成績評定の減点を行います。

（３）建設業許可部局への通報

社会保険等に未加入の一次下請業者については当該建設業許可権者に通報します。

※１　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

※２　一次下請契約から排除されるのは、社会保険等に未加入の業者のみです。加入業者及び社会保険等の適用が除外される業者は除きます。

一次下請負人の社会保険未加入対策に係る手続き

対象工事

雲南市が発注する工事のうち下請代金総額3,000万円（建築4,500万円）以上の工事

**①　社会保険等の加入状況の確認**

・下請負人通知書に記載された一次下請人について確認　監督員

**②－B　所属部局長及び管財課への報告**

・下請負人通知書（写）を管財課へ提出　監督員

・契約違反の恐れが発生した旨を所属部局長へ報告　管財課

**②－A　対策不要**

**③　確認書類の提出依頼**

・様式第１号により、指定期間（原則１ヶ月）内に様式第２号、加入が確認できる書類の提出を請求、提出のない場合は制裁金を請求する旨も併せて通知　管財課

加入

未加入

**④－A　ペナルティなし**

・手続き終了

**⑤　ペナルティ**

・建設業許可部局へ連絡　管財課

・制裁金の請求（当該業者との最終下請負契約金額の１０分の１）　管財課

・指名停止措置（別表第１第４号重大な契約違反）　管財課

・工事成績評定の減点（指名停止に伴うもの）　管財課

・工期内における改善の指示　監督員

提出

未提出

**④－B　ペナルティの通知**

・様式第３号により制裁金の請求する旨等を通知する。　管財課

建設工事請負契約書抜粋（社会保険等未加入対策関係）

平成27年4月1日以降に公告、通知する工事案件について下記の条項を追加します。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第７条の２　受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が２以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

一　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

二　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

三　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

３　発注者が、受注者が第１項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の１に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。